

特定建設作業の規制基準

騒音規制法

特定建設作業		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 びょう打機	さく岩機 空気圧縮機 コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ トラクターショベル ブルドーザー
規制種別	区域別			
基準値	①②	85 デシベル（作業場の敷地境界における値）		
作業ができない時間	①	午後7時～午前7時		
	②	午後10時～午前6時		
1日の作業時間	①	10時間以内		
	②	14時間以内		
同一場所における作業期間	①②	連続して6日以内		
作業禁止	①	日曜・休日		

(注)

1. 区域の区分は次による。

①=1号区域…指定された区域のうち、

イ. 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

ロ. 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

ハ. 住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

ニ. 学校、保健所、病院患者の収容施設を有する診療所・図書館ならびに特別養護老人ホーム敷地の80メートル以内の区域

②=2号区域…上記以外の指定区域。

